

令和6年 自転車安全月間

令和6年5月1日(水)から5月31日(金)までの間



広報 トキの里



発行

鴻上駐在所

電話

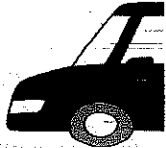
0259-55-0110

お急ぎの
事件・事故
は

110まで

「損害賠償責任保険」に加入しましょう!

- 自転車も自動車と同様、交通事故の加害者になってしまうと多額の損害賠償が発生する可能性があります。
- 万が一の事故の補償に備えて「自転車保険」など損害賠償責任に加入しましょう。



- 自転車安全利用五則
- ☑ 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ☑ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ☑ 夜間はライトを点灯
 - ☑ 飲酒運転は禁止
 - ☑ ヘルメットを着用



自転車は「車両」です。

自転車安全利用五則を守り、安全に利用しましょう。
全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。
自転車乗車中の死亡事故のうち、約5割が「頭部」に致命傷を負っています。



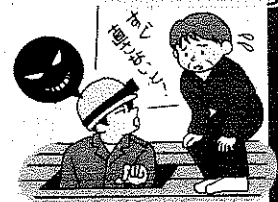
高齢者や若者を狙う 悪質商法に注意!!!

「点検商法」の被害が多発しています

悪質業者は「無料点検」、「不動産会社からの依頼」などと「親切な業者」を装い、不安をおおるなどして契約を持ちかけます。

〈被害に遭わないために〉

- ☑ 突然訪問してきた業者には安易に点検させない。家に入れない。
- ☑ すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど十分に検討する。
- ☑ 保険金を利用できるというトークには気をつける。
- ☑ クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある。
- ☑ 困ったときは、家族や警察、相談機関などに相談する。



(警察相談電話専用電話)



困ったら #9110 又は 佐渡警察署 へ相談して下さい。